

「消費性能向上計画認定」「消費性能基準適合認定」の添付図書一覧

長野県建設部建築住宅課

- ・ 添付する設計図書には設計者の記名が必要です。
- ・ 表中の図書の種類については、明示すべき事項を他の図書に明示したときは省略することができます。

| 図書の種類 | 明示すべき事項 | 提出要否 | | 備考 | |
|--------------------------------|--|---|-----|------------------------|--|
| | | 認定申請 | | | |
| | | 35条 | 41条 | | |
| 委任状 | 建築物省エネ法の認定申請の委任内容 | ▲ | ▲ | 参考様式 | |
| 設計内容説明書 | 建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明 | ● | ● | | |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 | ● | ● | | |
| 配置図 | 縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。)の位置 | ● | ● | | |
| 仕様書(仕上げ表を含む) | 部材の種別及び寸法 エネルギー消費性能確保設備の種別 | ● | ● | | |
| 各階平面図 | 縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ 壁の位置及び種類 開口部の位置及び構造 エネルギー消費性能確保設備の位置 | ● | ● | | |
| 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | ● | ● | | |
| 用途別床面積表 | 用途別の床面積 | ● | ● | | |
| 立面図 | 縮尺 外壁及び開口部の位置 エネルギー消費性能確保設備の位置 | ● | ● | | |
| 断面図及び矩計図 | 縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造 軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造 各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造 | ● | ● | | |
| 各部詳細図 | 縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法 | ● | ● | | |
| 各種計算書 | 建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容 | ● | ● | 一次エネルギー消費量計算結果・外皮計算結果等 | |
| 機器表 (住戸を除く) | 空気調和設備 | 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数 | ● | ● | |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数 | | | |
| | 照明設備 | 照明設備の種別、仕様及び数 | | | |
| | 給湯設備 | 給湯器の種別、仕様及び数 | | | |
| | | 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 節湯器具の種別及び数 | | | |
| 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数 | | | | |

| 図書の種類 | | 明示すべき事項 | 提出要否 | | 備考 |
|--------------------------------|---|--|------|-----|----|
| | | | 認定申請 | | |
| | | | 35条 | 41条 | |
| 機器表 (住戸に 限る) | 空気調和設備 | 空気調和機の種別、位置、仕様、数及び制御方法 | ● | ● | |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 | | | |
| | 照明設備 | 照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 | | | |
| | 給湯設備 | 給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 | | | |
| | | 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種別、位置及び数 | | | |
| 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 | | | | |
| 仕様書 | 昇降機 | 昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法 | ● | ● | |
| 系統図 | 空気調和設備 | 空気調和設備の位置及び連結先 | ● | ● | |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先 | | | |
| | 給湯設備 | 給湯設備の位置及び連結先 | | | |
| | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先 | | | |
| 各階 平面図 | 空気調和設備 | 縮尺 | ● | ● | |
| | | 空気調和設備の有効範囲 | | | |
| | | 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置 | | | |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 縮尺 | | | |
| | | 給気機、排気機その他これらに類する設備の位置 | | | |
| | 照明設備 | 縮尺 | | | |
| | | 照明設備の位置 | | | |
| | 給湯設備 | 縮尺 | | | |
| | | 給湯設備の位置 | | | |
| | | 配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置 | | | |
| | 昇降機 | 縮尺 位置 | | | |
| | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 | 縮尺 位置 | | | |
| 制御図 | 空気調和設備 | 空気調和設備の制御方法 | ● | ● | |
| | 空気調和設備以外の機械換気設備 | 空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法 | | | |
| | 照明設備 | 照明設備の制御方法 | | | |
| | 給湯設備 | 給湯設備の制御方法 | | | |
| | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備 | 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法 | | | |

| 図書の種類 | 明示すべき事項 | 提出要否 | | 備考 |
|-------|--|------|-----|---|
| | | 認定申請 | | |
| | | 35条 | 41条 | |
| その他 | 省エネ適判機関又は住宅性能評価機関が交付する法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類(非住宅部分については、省エネ判定機関、住宅部分については住宅性能評価機関が交付したものに限る。) | △ | | いずれかを添付した場合は「機器表」「仕様書」「系統図」「各階平面図」「制御図」等の添付不要 【減額手数料適用】 |
| | 設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5(平成28年4月1日において現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級4又は5)が表示されているものに限る。)の写し | △ | | |
| | 性能向上計画認定に係る建築物について基準省令附則第3条及び第4条の規定を適用する場合にはあつては、当該建築物が現に存することとなった日を証する図書又はその写し | ▲ | | |
| | 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書(建築物全体に係る認定に係るものに限る。)の写し及び検査済証の写し ※1 | | △ | いずれかを添付した場合は「機器表」「仕様書」「系統図」「各階平面図」「制御図」等の添付不要 (※1(知事が通知したものに限り)又は※2を添付した場合は「各種計算書」の添付不要) |
| | 特殊な構造又は設備を用いる建築物の認定書(建築物全体に係る認定に係るものに限る。)の写し及び検査済証の写し ※2 | | △ | |
| | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書(建築物全体に係る認定に係るものに限る。)の写し及び検査済証の写し | | △ | |
| | 省エネ適判機関又は住宅性能評価機関が交付する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類(非住宅部分については、省エネ判定機関、住宅部分については住宅性能評価機関が交付したものに限る。) | | △ | |
| | 低炭素建築物の認定通知書(建築物全体に係る認定に係るものに限る。)の写し及び検査済証の写し | | △ | |
| | 建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は5(平成28年4月1日において現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級3、4又は5)が表示されているものに限る。)の写し | | △ | 【減額手数料適用】 |
| | 基準適合認定に係る建築物について基準省令附則第3条及び第4条の規定を適用する場合にはあつては、当該建築物が現に存することとなった日を証する図書又はその写し | | | ▲ |

「提出要否」欄の凡例 ● 必須(省令)
▲ 必須(県)
△ 必要に応じて